

令和7年8月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)
地域名 (地域内農業集落名)	細野・畑 (細野、豊畑、星沢、黒沢、寄木、扇畑、松木田、小屋畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足している。
- ②農業機械の老朽化による更新が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・りんどうの栽培面積の維持・拡大に努め、花きと水稻等との複合経営により、農業所得の安定を図る。
- ・りんどうの生産量・品質の維持・向上に努め、高付加価値化を図る。
- ・そばやその他特産品の加工販売に取り組み6次産業化を目指す。
- ・スマート農業への取組を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	512 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	512 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間機構を活用し地域の担い手への集積・集約を基本とするが、りんどうと水稻のブロックローテーションを通じて作物の団地化を目指していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
赤坂田地区の基盤整備事業を進めつつ、他地区は必要に応じて基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
若手農業者の確保や新規就農者の就農促進のため、普及センターおよびJA、土地改良区等と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化や負担を軽減を図るため、地域の農業者やJA新いわて等への作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--